

# 政策吟味学習としての社会科メディア学習

—中学校社会科歴史授業の開発：「明治政府のメディア対策」—

A Lesson Plan on the Media in Social Studies

Focusing on Meiji Government's Policy to News Papers

吉田正生

(文教大学)

## I はじめに

本論は、メディア史の成果を取り入れた社会科歴史学習を提唱しようとするものである。

これは二つのことを意味する。一つは従来のメディア学習<sup>1</sup>を見直し、これに新しい視点で新たな学習領域を付加することである。今一つは、歴史学習の教材として従来とりあげられることの少なかった新聞などメディアをそれとしてとりあげることである。

以下、敷衍する。

学校教育という観点からすれば、従来のメディア・リテラシーの研究および実践は、およそ次の三つに分けることができる。

①英国やカナダのその紹介及び基本的にそれらの上に立った授業実践の提案：国語教育で多くの実践が生み出されてきたが、社会科でも1990年代にすでに山本稔が多くの人の目に触れやすいかたちで実践記録を刊行している。また小学校社会科教科書でも「情報産業学習」にメディア・リテラシーを育成しようとしているものがみられるようになった。

②メディア・リテラシー教育の批判的摂取を理論レベルで主張した研究：これは、メディア・リテラシー教育の持つ啓蒙主義的限界性を乗り越えて、新しいメディア教育を創っていくべきだと主張するものである。わかりやすく言うなら、“メディアに操られない賢い

「情報の受け手」を育てようとするのが、こ

れまでのカナダや英国のメディア教育だったし、またそれを輸入したわが国のメディア・リテラシー教育だった。そこでこれを改め、賢い発信者の育成もめざしたメディア教育にすべきだ”という主張をしているのである。

代表的論者である水越伸によるなら、賢い発信者とは自分で情報発信の場を活用できる技能と見識を持った者（⑧、121 - 123 頁）であり、また文化リテラシー<sup>3</sup>を持った者である。

③授業モデルの提唱：これは、国内外のメディア教育を単に紹介したりそれに則って授業を開発したりするだけでなく、その授業構成原理やカリキュラム構成原理を明らかにし、それを批判的に摂取したうえで独自の授業モデルを開発し、それを実際の授業案レベルで提唱することをめざしているものである。

これら①～③の三つに共通して欠けているのは、わが国の具体的なメディアの発展の跡を押さえさせていないことである。つまり、メディアの今を批判的に省察できる力を育成しようとしてメディアを政治社会学的に検討させたり経済学的に検討させたりしているが、今のメディアやわれわれのメディア観が形成されるに至った歴史的な経緯を把握 - 省察させ、公共圏におけるメディアの在り方、特に

権力とメディアの関係のありようについて吟味させようとしていないのである。

これはどのような問題を引き起こすことになるか。わが国のメディアが標榜する「中立主義」こそが、一流メディアの在り方であり、普遍的な規範だという普遍性を欠いた認識を持たせてしまうのである。さらに言うなら、「中立」とは何かについて深く考えさせ得ないという問題にもつながる。

わが国の一流メディアの「中立主義」は、自由民権運動において政党の機関紙化した「民権派」諸新聞に手を焼いた政府のメディア対策の結果、生まれたものである(①、67-110頁)。この事実を知るだけでも「中立」が或る状況においては誰にとって有利であり、誰にとっては不利なのかなど「中立」の政治性について考えざるを得なくなる。

本論のめざすところは、明治政府のメディア政策についての吟味、そしてそれを通じて生徒一人一人のメディアと権力との関係の在り方についての見識を高め得る授業プランを示すことである。

では、政策をどのように吟味させるか。大きく言えば二つの視点からである。一つは子どもたちが生きている国家・社会の「共通善」の視点(以下、「視点：共通善」)、今一つが当時の政府などが配慮しなければならなかった国内外の状況(以下、「視点：歴史状況」)である。この二つを学習させるためには、資料が多く、歴史学者等の評価もほぼ定まっている歴史的出来事がより適切と思われる。

以下、まずメディア史の成果に拠りながら明治政府の対メディア政策について述べ(Ⅱ)、次に学習プランを提唱する(Ⅲ)。最後に、成果と今後の課題について論述する(Ⅳ)。

## Ⅱ 明治政府の対メディア政策

ごく大づかみにするなら、明治 20 年ごろまでの明治政府の対メディア政策は、次のように推移した：佐幕派新聞の取り締まり期→文明開化の手段としての新聞の保護・育成期→国会の早期開設を唱える「民権派」新聞の弾圧期→「中立新聞」の秘密裏の育成期。

以下、それぞれの時期について敷衍しよう。

### (1) 佐幕派新聞の取り締まり期

1868 年 1 月から始まった鳥羽伏見の戦いに勝利し、江戸に進軍してきた新政府軍であったが、5 月になっても全国はおろか江戸すら完全には制圧できていなかった。北には奥羽越列藩同盟が蟠踞し、関東の野では旧幕臣たちによるゲリラ戦が展開されていた。肝心の江戸ですら、2~3000 人とも言われる彰義隊が上野の山に集結し、市中に出ては新政府軍兵士を挑発していた。そしてこれに呼応するかのよう<sup>やながわしゅんさん</sup>に、旧幕臣の柳河春三の『中外新聞』、福地源一郎の『江湖新聞』などが佐幕的な論調によって新政府を攻撃していた。新政府はこれに対してただ手を拱いているだけであった。

しかし 5 月 15 日、大村益次郎率いる政府軍がわずか 1 日で彰義隊を殲滅するや、新政府は佐幕的な諸新聞を発行禁止にする一方、最もあからさまに佐幕的な記事を掲載していた『江湖新聞』の福地をとらえ投獄したのである。福地は「近代日本ジャーナリズムにおける筆禍第一号」(⑫、7 頁)とされている。

### (2) 新聞の保護・育成期

会津を降伏させ、函館戦争に勝利するなどして政情が安定してくると、政府高官の中に

は文明開化政策を進めていくのに、新聞を活用しようとする者が出てくる。木戸孝允、前島密などである。

木戸は、明治3年12月、洋行中の品川弥二郎に「私が考えるに、一つの新聞局を開かせ、国内のことはもとより外国のことまで、人々の心得になりそうなことは全部記載させたいと思います。辺地の国や藩まで広めれば人々を誘導する一端ともなるでしょう」という手紙を送っている(⑬、42頁)。また廃藩置県の世論を盛り上げるために、自らの後援で明治4年に『新聞雑誌』を部下の山県篤蔵を主任として発刊させたのである。

他方、前島は、<sup>えきていりょうのかみ</sup> 駅逓寮頭の職にあるときに部下に命じて『郵便報知新聞』を創刊させた(⑩、28頁)。明治5年6月10日(太陽暦7月14日)のことである。

政府は明治5年3月27日に、『横浜毎日新聞』、『新聞雑誌』、『東京日日新聞』の3紙を買い上げて各府県に3部ずつ配付することを決定した。当時は3府72県であったから、その3紙は220部ずつ政府に買い上げてもらうことになったのである。当時、3紙は有力紙であったが、それでもその発行部数は、2～3千部でしかなかった。したがって、政府が220部購入するという決定は、およそ1割を買い上げてくれるということであり、その経済的援助はかなり大きいものであった。

これはいわば政府と新聞との蜜月であった。

### (3)「民権派」新聞弾圧期

ところが、明治7年以降、こうした蜜月は終わることになる。明治7年1月17日に板垣退助らが左院に「民選議院設立建白書」を提出し、翌日にはそれを英国人ブラックの主

宰する『日新真事誌』がスクープした。これを契機に、各新聞が「政論新聞」化し国会の早期開設を論じるとともに政府を攻撃するようになったのである。

四大「<sup>おおしんぶん</sup>大新聞」<sup>4</sup>のうち、国会開設について漸進主義を採るのは福地源一郎が社長の『東京日日新聞』だけであり、成島柳北の『朝野新聞』、栗本鋤雲・末広鉄腸の『東京曙新聞』(『新聞雑誌』の後身)、藤田茂吉の『郵便報知新聞』などはいずれも「急進主義」をとった。これに対して政府は讒謗律を制定するとともに、新聞紙条例を改正して弾圧の方針で臨んだ。その一部を以下、掲げておく。

<讒謗律>明治8年6月28日 太政官布告第110号  
第3条 皇族を犯すに渉る者は禁獄15日以上2年半以下、罰金15円以上700円以下

第4条 官吏の職務に関し讒毀する者は禁獄10日以上2年以下、罰金10円以上500円以下。誹謗する者は禁獄5日以上1年以下、罰金5円以上300円以下

第5条 華士族平民に対するを論ぜず、讒毀する者は禁獄7日以上1年半以下、罰金5円以上300円以下。誹謗する者は罰金3円以上100円以下

<新聞紙条例>同上 太政官布告第111号

第12条 新聞紙若しくは雑誌雑報において人を教唆して罪を犯さしめたる者は犯すものと同罪、その教唆に止まる者は禁獄5日以上3年以下、罰金10円以上500円以下を科す  
その教唆して兇衆を煽起し或いは官に強逼せしめたる者は犯す者と同じく論ず。その教唆に止まる者は罪、前に同じ

「漸進主義」を打ち出し「御用新聞」といわれていた『東京日日新聞』ですら、この二つの法令によって筆禍を被った。当時の各新

聞社が被った筆禍について、西田長寿は次のように書いている (⑩、92 頁)。

この二つの布告で、明治八年八月以降、新聞記者にして禁獄の刑に処せられるもの、明治八年中において一件、明治九年中において八六件、明治一〇年において四七件に上っている。明治九年の如きは『評論新聞』<sup>5</sup>一社にて二五人、『采風新聞』一社にて一〇人、『朝野新聞』六人、『郵便報知新聞』五人、『湖海新報』<sup>6</sup>五人、『草莽雑誌』四人、御用紙といわれた『東京日日新聞』でさえ二人の禁固以上の筆禍を受けている。

ところが明治 10 年 2 月西南戦争が始まると、各新聞はその報道に主力を注ぐようになり、政府を攻撃する記事は一時影をひそめた。

しかし、西南戦争が政府の勝利で終わり、もはや武力で新政府を倒すことは不可能となると「民権派」は再び激しい言論戦を展開するようになり、新聞は政党の機関紙化したのである。その状況は次のとおりであった。

○自由党系：『自由新聞』、『絵入自由新聞』、『自由<sup>じゆうの</sup>燈』<sup>としび</sup>

○改進黨系：『郵便報知新聞』、『東京横浜毎日新聞』、『改進黨新聞』

『絵入自由新聞』、『自由<sup>じゆうの</sup>燈』、『改進黨新聞』などは、庶民向けの小新聞の体裁をとったもので運動支持者の拡大をねらったものである。従来からの小新聞も明治 12 年ごろから「読者の知識の進歩に応じて、啓蒙的な社説類似の文章」(⑩、113 頁)を掲げるようになっていたが、明治 14 年以降になると「それが自由民権思想の啓蒙を目指すようになってきた」(⑩、同前)、『読売新聞』などは改進黨系と目されるほどであった。

こうした民権運動の高まりや新聞各紙の動きに対して政府は強圧的な手を打つとともに、懐柔策も講じた。『郵便報知新聞』『東京曙新聞』など大新聞の懐柔である。「(その)結果として『東京日日新聞』を完全なる御用紙とし、『東京曙新聞』を買収して水野寅次郎をして『東洋新報』を発行させた。『明治日報』は明治一四年七月一日、政府と丸山作樂との了解の下にすでに発足していた」(⑩、143 - 144 頁;括弧内は引用者)。しかし、政府はこれと並行して、表面は御用新聞でない中立新聞の発行も画策していたのである。

#### (4) 政府による「中立新聞」の育成期

政府から見れば、明治 10 年代半ばの新聞各紙は「概ネ皆ナ慷慨激烈<sup>9</sup>」であり政府攻撃と朝廷の権威を損なうような言説を専らにし、政府を窮地に追い込むだけのものであった。

これを打開するため、政府は言論弾圧、懐柔による「御用新聞」化の外に、言論界に屹立たる地位を持つ福澤諭吉に働きかけ、「中立」の新聞を発行させようとした。

敷衍しよう。伊藤博文、大隈重信、井上馨は、福地の御用新聞とは別に「政府新聞」を発行しようと動き始めた。明治 13 年暮れのことである。白羽の矢を立てられたのが福澤であった。一旦は断ったが、井上、大隈から“国を思う気持ちは官にあらうと野にあらうと変わらぬはずだ。国のために立ってほしい。内密のことだが政府は国会開設まで真剣に考えている”とまで言われた。結局、福澤は申し出を受け新聞発行の準備を進めたのである。しかし明治 14 年の政変のために、この話は御破算となる。

大隈は伊藤、井上の与り知らぬかたちで、

国会の早期開設を説く建議書を有栖川宮に提出した。明治15年に選挙を行い16年の初めには国会を開設すべしというものであった。

これではまるで民権派ではないかと、伊藤は激怒し大隈を政府から追放する決心をする。さらに（このような過激なものを大隈のために書いたのは誰か。大隈と親しい福澤ではないか）と考えたのである（⑦、134 - 136頁）。

伊藤は薩摩閥と組んで<sup>10</sup>、大隈を政府から外す手立てを整えた。ただ、「罪なき者を免官にするのは適切ではない、辞職させよ」という明治天皇の指示により辞職というかたちをとった。このとき、「福澤諭吉、捕縛さる！」という虚報まで飛んだ。福澤が政府新聞を出せなくなるのは当然のことであった。

しかし、すでに新聞事業の準備を進めていた福澤は自力で『時事新報』を出す。明治15（1882）年3月1日のことである。これが、政府とも民権派とも一線を画した「独立新聞」の船出となった。しかし政府筋は大隈一派として政府を追われた中上川彦次郎が『時事新報』の社長を務めたことなどもあって「改進黨系と考えていたようである」（⑬、94頁）<sup>11</sup>。

福澤は創刊の辞において『時事新報』の基本方針を「独立不羈」とした（①、40 - 41頁）。それはまず自分の立場を明確に決め、それに合うなら政府の味方をし、また政府の政策が自分の「独立不羈」という考え方に合わない場合には反政府の立場に立つというものであった<sup>12</sup>。

明治16年4月、政府は再び新聞紙条例を改正し、「従来の発行停止処分のほかに、発行保証金制度を新設した」（⑤、55頁）。このため、保証金を納められない新聞紙は廃刊に追い込まれた。また「身代わり新聞」の発行も

禁止された。これによって、発行停止処分を受けた新聞社が紙名を変えただけで続けて新聞を出すということができなくなった。

これらによって「新聞の反政府運動は急速に衰え、政党と新聞の関係も徐々に薄く」（⑤、55頁）になっていく。政論より報道に重点を置き「中立」の立場を掲げる「報道新聞」の時代がやってくる。『時事新報』もそうした新聞として世に受け入れられたのである。

この「中立新聞」「報道新聞」の代表が大阪から東京に進出した『朝日新聞』であった。

『朝日新聞』は明治12年1月に大阪で誕生した小新聞<sup>こしんぶん</sup>であった。『朝日』は大阪で確固たる地位を築いた後<sup>13</sup>、東京進出の機会をうかがっていたのであるが、内紛や発行停止処分を受けたために、一時経営困難に陥った。

「中立新聞」を育成したいという政府の思いと経営困難を克服し東京に進出したいという『朝日新聞』の思いがうまく重なって、政府は『朝日』が娯楽本位で通俗的なただの小新聞を脱却し、「名望ある記者を擁する」（①、69頁）、そして政治・経済などの記事を掲載する「普通ノ新聞紙」になるなら、秘密裏に資金援助をしようと申し出たのである。有山輝雄は、ここで想定されている「普通ノ新聞紙」とは、「御用新聞ではなく、外面は中立的立場をとる新聞であろう」（同前）としている。更に当時の資料をあげてこれを詳しく説明し、基本的には政府の側に立つが表面は「中立ヲ仮粧」して政府の論を攻撃する者に反論したり、民権家の「暴説」を駁撃したりするものとしている（①、75 - 76頁）。

表面は中立の新聞として活動するのであるから、『朝日新聞』の意見と政府の立場が相違した場合は、沈黙する」（①、87頁）、しか

し「民権家などの反政府的言論には攻撃を加える」(同前)のである。『朝日』と政府との密約は成り、明治15年4月から『朝日』は、「秘かに政府の出資・資金援助を受けることになった」(①、72頁)。明治21年7月10日、朝日新聞社は『東京朝日新聞』を発刊し、「東京と大阪という二大都市で新聞を発行する当時最大の新聞社となった」(①、90頁)。

有山は明治27年には「朝日新聞社と政府との秘密関係は解消したとみられる」(①、101頁)と述べている。解消の理由として有山は、明治20年代には「不偏不党」の姿勢をとることが新聞界の大勢となり政府が「中立新聞」を育成する必要がなくなったこと、「朝日新聞社側からしてもすでに大きな営業的成功を収めており、政府との秘密関係はかえって重荷になっていたのであろう」(同前)ことを理由としてあげている。

政府の「中立新聞」育成策は成功し、日本のメディアは「中立」であること、「不偏不党」であることを一流紙の前提条件とするようになったのである。

### Ⅲ 授業プランについて

単元は、大きくは3次よりなる。1次は「視点：歴史状況」涵養のためのものであり、ここで明治政府が置かれていた状況を把握させる。2次が「政策吟味」課題を提示する部分である。この終末で「第1次の吟味結果」を個々の子どもたちに出させる。3次が「視点：共通善」涵養のための部分である。2次の終末段階で出した「第1次の吟味結果」を共通善の視点から見つめ直させる学習を行う。子どもたちに最終判断をさせることがねらいである。本単元では共通善は連帯と自由である。

以上述べたことをごく粗く示したものが、下の図である。

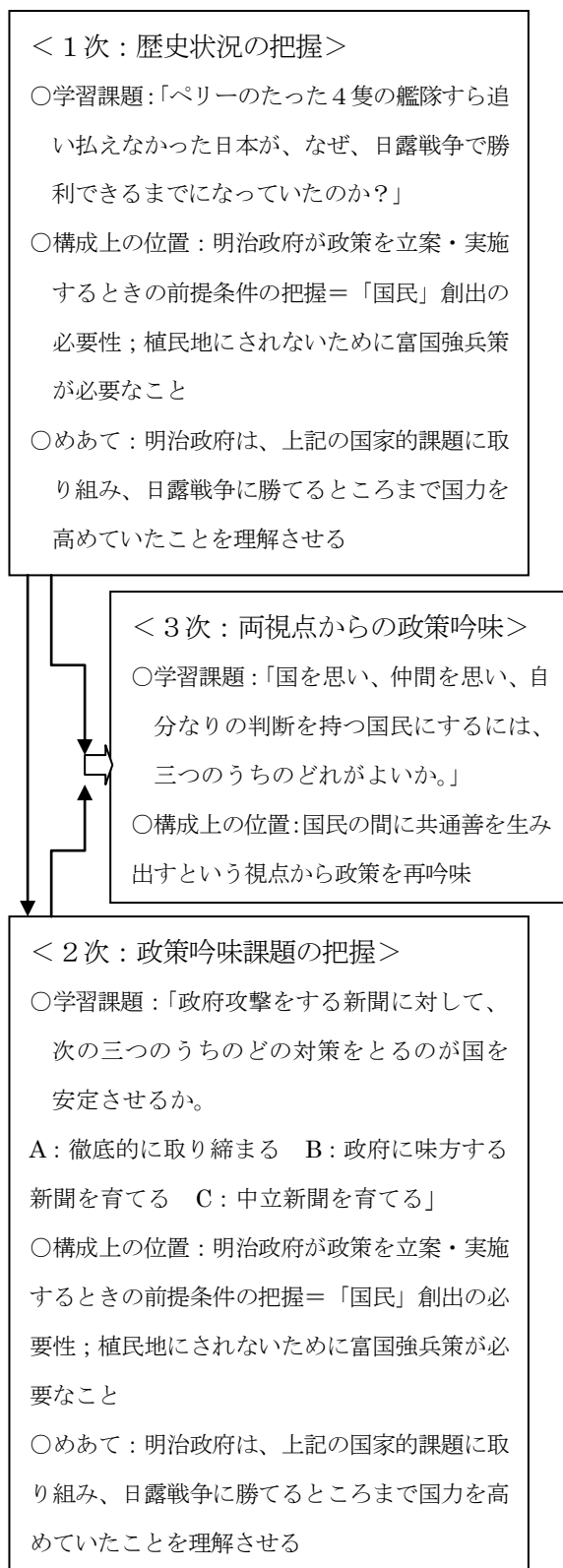


図 政策吟味学習の骨格

以下に2次の略案を示す。

## 2次 明治政府のメディア対策 …………… 3時間

### (1) 小単元の目標

統括目標: 政府は多くのメディアが反政府的である時どうすべきか。これについて既存の価値観と当時の国内外の状況に基づいて判断できる(3次において、判断を深める)。

具体目標と評価

<知識・理解>

- ①明治政府が文明開化政策を進めるために新聞を保護育成したことを理解し、単元末のテストで正しく答えることができたか。
- ②民撰議院設立建白書が政府に提出された後、<sup>おお</sup>大新聞が政論新聞化し国会の早期開設に消極的な政府を攻撃する論説を展開したことを理解し、単元末のテストで正しく答えることができたか。
- ③自由民権運動の経緯について概要を理解し、期末のテストで正しく答えることができたか。
- ④一連の土族反乱の経緯について概要を理解し、期末のテストで正しく答えることができたか。

<思考・判断・表現>

- ①反政府の立場をとる政論新聞を取り締まる方策を具体的・論理的に考え、授業中、ノートに人に伝わるようにまとめることができたか。
  - ②政府の政論新聞取締りの方策を理解し、それについて根拠に基づいて自分の評価をノートに人にわかるようにまとめることができたか。
- (2) 学習課題: 明治8年ごろから10年代後半にかけて政府に早く国会を開設しろ、いつまでも国会を開かないで、薩長土肥の出身者だけで政治をやっているのはけしからんという自由民権運動が起きます。新聞もこれに同調するものが多く、政府を攻撃するような論がそうした新聞に次々と載せられます。政府は別に国会を開かないつもりではなく、もう少し国民が文明化されたら開くつ

もりでいたのです。

そこで、みなさんに聞きます。みなさんが政府の中心にいる人だとして、こうしてやたら政府攻撃をする新聞に対して、次の三つのうちのどの対策をとりますか。

A: 徹底的に取り締まる

B: 政府に味方する新聞を育てる

C: 中立新聞を育てる

どれがこの当時の日本にとって良いでしょう。」

### (3) 主たる学習活動

- ・教師の用意した資料を読み、明治4年ごろから14年ごろまでの政府の新聞政策の推移を理解する(文明開化推進の手段として育成する政策<sup>おお</sup>→大新聞が政論新聞化し反政府の論陣を張ったことに對抗して弾圧策→中立新聞の育成)

(1時間)

- ・A、B、Cそれぞれの立場を担当し、まず個人でその政策を徹底化するために何をすべきか、当時の国内外の状況を考えたとき、その政策の良さは何か、他の2政策の短所は何かを考え、その後、同じ立場を割振られた者同士で4~5人の小グループをつくり、考えを深め広げる。(1時間)

- ・全体で簡易ディベートを25分行う。簡易ディベートの後、各自は自分の本当の立場で意見をまとめる。(1時間)

※ 簡易ディベートとしたのは、勝ち負けをつけない、ジャッジを置かないなど本来のディベートの方式をとっていないからである。

### (4) 資料

- 立場Aのために: 「逆らうの? それなら<sup>ろう</sup>牢と罰金だ!!」 (=これは、国会開設を求める民権運動の高まりとそれを抑えるための新聞紙条例や讒謗律について記述した資料である)

資料1, 2で見えてきたように明治になったばかりの頃、一般の人々は新聞というものがよくわか

っていませんでした。そういう新聞を、文明開化の手段として役立つものだと見た明治政府は保護を与えて育ててきました。

ところが、明治7年1月、英国人ブラックの『日新真事誌』が民撰議院設立建白書の中身をすっぱ抜いて世間に公表してからは、新聞には「早く国会を開設すべきである」とか「国会を開いて人々が政治に参加できるようにしない政府はけしからん」といった、政治の在り方を論ずる論説記事や政府を攻撃するような記事が多くみられるようになりました。…（中略）…。

政府は国会をすぐに開くべきだという主張に対して、まだ早すぎると言って国会を開こうとはしませんでした。政府の主張を支持する人たちを「官権派」といい、「そもそも国民には政治に参加する権利があるのだから、そのための国会をできるだけ早く開くべきだ」という主張をする人たちを「民権派」といいました。

民権派新聞の激しい政府批判を封じるために、政府は明治8年6月に「新聞紙条例」16カ条と「讒謗律」8カ条を出しました。これは政府のやることや官吏個人<sup>かんり</sup>に対する批判や攻撃を全面的に禁止<sup>きんし</sup>し、違反<sup>いはん</sup>した新聞記者には体刑を科すというものでした。大久保利通が進めさせたものと言われています。…（以下、省略）…。

○立場Bのために：「政府は正しい、国会なんてまだ早い！」（＝これは、「御用新聞」といわれた『東京日日新聞』の社長、福地源一郎の考え方や人生の軌跡について記述したものである）

『東京日日新聞』は政府の政策をそれほどひどく攻撃することもなく、国会開設論では政府に味方して「国会尚早論」を唱えていました。国会開設をめぐって、他の大新聞がみな急進論をとりその早期開設を盛んに論じたのに対し、福地は「漸進主義」を打ち出しました。すなわち、まず民会（市町村会）

を起こし、次に府県会を起こし、それから国会を起こすべきだと主張したのです。

…（以下、略）…。

○立場Cのために：「このままにしておけない！」（＝政府が中立新聞をつくるために福澤に働きかけたことを主に記述している）

政府は、自由民権運動の高まりとそれを支える新聞の政府攻撃に頭を悩ませていました。そこで、政府系の新聞をつくることを決めいろいろ手を打ってきました。つまり、反政府の論陣を張る新聞を懐柔する一方、政府の言うことを擁護するような新聞を育てようとしてきたのです。それが福地源一郎が社長を務める『東京日日新聞』であり、また丸山作楽の『明治日報』（明治14年）、水野寅次郎の『東洋新報』（明治15年）でした。『東洋新報』は、経営不振に陥っていた『東京曙新聞』を買取り、その名称を改めたものでした。

『東京日日新聞』、『明治日報』、『東洋新報』などは「御用新聞」と呼ばれました。

…（中略）…。

さて、反政府の論陣を張る民権派の新聞に対抗するために、政府系の新聞を当代一流の人物にも出してほしいと考えた大隈重信、伊藤博文、井上馨たちは、福澤諭吉に白羽の矢を立てます。

…（中略）…。

福澤は「お頼みのおり新聞社を起こし新聞をやるといことは大変なことなので少し考えさせてほしい」と家に帰りましたが、年が明けた明治14年の1月に、井上馨の邸に行き、「いつまでも国会を開こうとせず、ただ民権派を力を取り締まっているような今の内閣のご機嫌とりをするような新聞の責任者にはなれない。国民は国会を望んでいるのだ」と断りました。すると、井上はかたちを改めて「それならお話ししましょう。ただし、内密のことですが。政府は国会を開くつもりでいる



のです」と福澤に語ったのです。さらに福澤が民権派が国会の多数を占めたらどうするのかと尋ねると「たとえどのような政党が多数を占めようとも、それは国民の支持を受けたのだから仕方がない。<sup>いさぎよ</sup>潔く政権をその政党に渡すつもりだ」と答えたのです。

福澤は感動して「そこまでお考えになっているとは思いませんでした。そういうことであれば、明治政府にとってもよいことですし、何よりも日本の国のために喜ぶべきことです。私もお国のためになることですから、お力を貸しましょう。」と答えたのです。

ところがその後、この3人の参議の結束がくずれ、福澤が政府系新聞を出すという話は立ち消えになってしまうのです。しかし、福澤は自分自身の方で政府寄りでもない民権派でもないいわば「独立」の新聞を出すことを決意します。そして明治15(1882)年3月1日、福澤はついに『時事新報』を創刊します。

福澤はこの創刊号の社説のなかで、『時事新報』の基本方針は「独立不羈」であると宣言し、それを次のように説明しました。…(中略)…

『時事新報』は一流新聞に成長し、このときから昭和11年までおよそ半世紀続いたのです。

…(以下、略)…

#### IV おわりに

本論においては、これまでのメディア学習ではとりあげて来られなかった政策という「公共圏」に属するものをどう取り上げるべきかを示すことができた。それは、ある政策を「視点：歴史状況」と「視点：共通善」から比較検討するというものであった。

しかし、このときまだ「視点：共通善」の中身を十分に示しているとは言えないのであ

る。ここでは、上からの「国民統合」を批判させるために連帯を共通善として取り上げたが、では子どもたちの話し合いにおいて両者の違いをどのように理解させていくのかなど細かなところまで示していない。また、上からの「国民統合」を相対化するためには、連帯よりさらに適切な共通善があるのかもしれない。実際に授業をやる中で、試行錯誤しながらこれを追究していくこと、これが今後の課題である。

また、リベラリストやリバルタンからする批判にも応えていかなくてはならない。本論がコミュニタリアンの立場をとっていることは、吟味視点の柱の一つに共通善をとっていることから明らかであろう。リベラリスト等は共通善を政策吟味の視点とすること自体に反対するであろう。

さらに今一つ課題がある。それは日本の社会科に「公」領域の学習としての性格を復活させるため、政策吟味学習の教材を開発し続けることである。社会科は「社交科」という「共」領域のものにとどまてはいけなく、ましてや私的領域だけにとどまる意思決定力を伸ばすだけの教科であってはいけなく、政治という公領域にあるものの担い手を育成できなくなってしまうからである。

#### <引用及び参考文献>

- ①有山輝雄 2008 『「中立」新聞の形成』世界思想社。
- ②藤川大祐 2000 『メディアリテラシー教育の実践事例集』学事出版。
- ③福地桜痴 1894 『新聞紙實歴』(『明治文学全集 11 福地桜痴』筑摩書房、1966年。
- ④児童言語研究会・中学部会(編) 2006 『中学生と学ぶメディア・リテラシー』一光社。
- ⑤春原昭彦 2003 『日本新聞通史(四訂版)』

新泉社。⑥市川克美 1999 『これが”21世紀の学力“だ』明治図書。⑦小山文雄 1984 『明治の異才 福地桜痴：忘れられた大記者』中央公論社（新書）。⑧水越伸 1999 『デジタル・メディア社会』岩波書店。⑨森田英嗣（編）2000 『メディア・リテラシー教育をつくる』アドバンテージ・サーバー。⑩日本社会科教育学会 2007 『社会科教育研究』101号、(メディア特集号)。⑪西田長寿 1961 『明治時代の新聞と雑誌』至文堂。⑫興津要 1997 『明治新聞事始め』大修館書店。⑬佐々木隆 1999 『日本の近代14 メディアと権力』中央公論新社。⑭鈴木みどり（編）1997 『メディア・リテラシーを学ぶ人のために』世界思想社。⑮土屋礼子 2002 『大衆紙の源流』世界思想社。⑯上杉嘉見 2008 『カナダのメディア・リテラシー教育』明石書店。⑰山田俊治 2002 『大衆新聞がつくる明治の<日本>』日本放送出版協会。⑱山本武利 2005 『新聞と民衆』紀伊國屋書店(1973年に出た新書の復刊版)。⑲山本武利 1981 『近代日本の新聞読者層』法政大学出版局。⑳吉田孝（訳）1998 『メディア・リテラシー授業入門』学事出版。㉑吉田正生 2010 「シチズンシップ『メディア単元』の事例研究」、日本社会科教育学会『社会科教育研究』(No.108)、4-18頁。㉒菊池理夫 2007 『日本を甦らせる政治思想：現代コミュニティリアニズム入門』講談社（現代新書）。

#### <註>

- 1 メディア・リテラシーというタームは主としてカナダや合衆国で使用され、英国ではメディア学習という語が使用されている。上杉によればカナダのメディア・リテラシー教育の淵源は英国のメディア学習にある。そこで本論では同じ意味で使用する。
- 2 広く知られているのは、FCT（市民のテレビの会）やその代表である鈴木みどりの一連の仕事、吉田孝のトロント市教育委員会の手引書の翻訳紹介などである。鈴木たちも吉田孝も授業プランまで紹介しているので、これらをもとに日本で作られた授業も数

多くある。単行本として出されているものを国語科のもの、総合学習のものまで含めて示すと次のようになる：

- ・山本稔『テレビCMをつくろう』（明治図書、1993年）、
- ・市川克美『これが“21世紀の学力”だ！』（明治図書、1999年）、
- ・森田英嗣『メディア・リテラシー教育をつくる』（アドバンテージサーバー、2000年）、
- ・藤川大祐編著『メディアリテラシー教育の実践事例集』（学事出版、2000年）、
- ・児童言語研究会・中学部会編『中学生と学ぶメディア・リテラシー』（一光社、2006年）。

3 水越は文化リテラシーに二つの意味を込めている。一つは多文化社会に対応できるという意味であり、今一つは様々なメディアのコードを習得しているという意味である。前者について敷衍すれば、他者の文化を知らなければそれが発信したテキストを読み解くこともできないし相手に誤解を与えないテキストを発信できないであろうということである（⑧、123-124頁）。メディアのコードを習得させるということは従来のメディアリテラシー教育のなかでいわれていることである（②、7-8頁）。

4 明治20年代ころまで新聞は「大新聞」と「小新聞」に分かれていた。前者は官吏や知識人向けのものであり、民選議院設立建白書以降、「政論新聞」化した。それに対して後者は総振り仮名つきで庶民向け、社会記事中心で啓蒙的・勸善懲惡的なものだった。

四大「大新聞」とされたものは、本文に挙げたもの他に『横浜毎日新聞』がある。

5 明治8年3月創刊。主宰は海老原穆。この新聞は「民権派の動きを載せる一方で『前原一誠誓約書』（第一号）や山本克の三条弾劾状（第一四号）を掲げるなど復古派にも共感を示し、反政府色を露わにしていた」（⑬、60頁）というものであった。

6 春原昭彦は、『草莽雑誌』と『湖海新報』を「『評論新聞』とならんで、当時最も過激な主張をしていた」（⑤、36頁）ものとしている。

7 前島密は改進黨に属していた。

8 『横浜毎日新聞』は明治12年11月に東京に進出し、このように名称を改めた。

9 註12で述べる山県有朋の建議書のなかの一節（①、67頁）である。

10 これによって、長州閥が黒田達薩摩閥が起こした北海道官有物払下げ事件で、黒田たちを追い詰めないという密約がなされた。

11 明治16年7月2日、山県有朋の建議によって太政官文書局から「官報」が創刊された。これは現在の官報とは異なり「世論を指導するための政府の新聞であった」（⑤、56頁）。

12 『時事新報』は一流新聞に成長し、このときから昭和11年までおよそ半世紀続いた。

13 『朝日』は「大阪に強力な競争紙がないこともあり、発行部数の面では、優勢な地位を占めていた。1882（明治15）年の年間発行部数は、四一二万六千部で、第二位の『大阪新報』の一三四万四千部を遙かに引き離していた。」（①、71頁）